

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 対外貿易代理指定

日本企業と中国企業のアライアンスにおいて、日中間で貨物や技術の貿易取引がなされる場合には、中国の外国為替管理規制に留意する必要があります。中国は、従前対外貿易権についていわゆる免許制を実施し、企業が自由に貨物や技術の貿易取引を行うことができませんでした。現在、上記の規制は撤廃され、対外貿易権は自由化されています。他方で、対外貿易については、従前と同様に、貿易会社による「貿易代理」の方式で取引が形成される例が現在も多く見られます。「貿易代理」については、その法的関係を現行法が整合的に定めているのか疑問もあり、非常に分かりにくい法的関係が生じています。また、実務上の扱いも必ずしも確定していません。今回は、上記の「貿易代理」について法的論点を整理してみたいと思います。

Q: 当社(A社)は、中国企業B社との間でいわゆる ODM 契約を締結し、当社が設計してB社指定ブランドを付した服飾製品(ODM 製品)を継続して供給することになりました。また、B社はすでに中国国内で広く小売店舗を展開しており、将来的には、当社ブランドの製品もその販売ルートで販売することも基本的に合意して、初歩的な提携合意を形成しています。上記の ODM 契約及び提携合意(以下「基本契約」といいます。)は、当社とB社との間の契約なのですが、個々の ODM 製品の売買にかかわる契約(以下「個別契約」)ではその当事者をB社ではなく輸出入会社C社が指定され、当該C社と契約を締結して処理しています。これまで売買代金の未払い等の問題は生じていないのですが、実際に ODM 製品を購入するのはB社であり、基本契約は当社とB社との間で締結されているのですから、個別契約の当事者もB社とし、取引の安全を図っていきたく考えています。従前よりB社にはその旨を要請しているのですが、B社からは、①B社自身は対外貿易経営権を有しておらず、全ての貿易取引はC社を通じて行っている、②個別契約の当事者がC社であったとしても実際の当事者はB社でありB社は取引上の責任を負うので問題はないとの回答をし、当社の要請を受け入れてくれません。個別契約では、B社は当事者として署名等しませんので、上記のB社の説明も説得力を欠きます。例えば、個別契約に定めた売買代金をC社が支払わない場合には当社はB社に直接支払いを請求することができるのでしょうか？

A: 非常に難しい問題なのですが、法的には、C社がB社の代理であることをA社が知っている本ケースでは、個別契約がB社のC社に対する授權の範囲で締結されているのであれば、個別契約の約定は、A社とB社との間を直接拘束すると解される可能性があります。この場合には、A社はB社に対してODM製品の売買代金の支払を請求できると考えるのが合理的です。

1 対外貿易経営権

対外貿易経営権は、対外貿易経営者が有する対外貿易を行う権利、即ち、貨物の輸出入及び技術の輸出入に従事するための権利をいいます(「対外貿易法」第9条等)。対外貿易経営権は、従前、いわゆる免許制規制を実施しており、原則として、一般の中国資本の企業(上記の対外貿易に係る免許を受けていない企業)は、直接、上記の貨物の輸出入及び技術の輸出入に従事することができませんでした。対外貿易経営権は、2004年7月1日から施行された改正「対外貿易法」により免許制が廃止され、届出制が実施されたことにより、法的には、その全てが開放されました。即ち、中国国内のいずれの法人等も、その経営活動に必要な場合には、同法に従い届出等の手続を経ることにより、対外貿易経営権を取得することができるとというのが現行法の立場です。

本ケースでは、B社は、対外貿易経営権を有していないとのことですが、上記のように、「対外貿易法」に基づき対外貿易経営者としての届出手続を行っておらず、自己の名義をもって貨物の輸出入及び技術の輸出入に従事することができないという法的状況にあると推測されます。基本的には、当該届出手続を処理し、その他外国為替口座の開設等をして貨物の輸出入に係る取引を直接行うようにすればよいのですが、取引政策として「全ての貿易取引はC社を通じて行っている」としているようです。

2 貿易代理

「対外貿易法」第 12 条は、「対外貿易経営者は、他人の委託を受けて、経営範囲内において対外貿易業務を代理して処理することができる。」と規定しています。いくつかの留意点があるのですが、今回は、本ケースのように、対外貿易経営権を有する会社が他者の委託を受けて外国企業と契約を締結する場合の契約関係を検討してみたいと思います。さまざまな議論はありえるのですが、「対外貿易業務の代理処理」関係については、取引契約関係における受委託の関係や代理の関係がその基礎にありますので、基本的には、「契約法」が定める「委託契約」(同法第 21 章)や「取次契約」(同法第 22 章)の理解が必要となります。

(1) 委託契約に関する考察

この点、「契約法」第 402 条は、受託者が自己の名義をもって委託者の授權範囲内で第三者と契約を締結した場合において第三者が契約締結時に受託者と委託者との間の代理関係を知っていたときは当該契約は委託者と第三者とを直接拘束するとしています。いわゆる間接的代理行為について関係当事者間の契約関係を定めるものです。他方で、「民法通則」第 63 条第 2 項は、「被代理人(本人)の名義」で契約等の法律行為を行うことを規定しており、代理人が代理人の名義で法律行為を行うことを予定していないのですが、「契約法」第 402 条や後述する第 403 条は、間接代理や匿名代理の法律関係を入れた規定と一般的に解釈されており、上記のとおり、受託者(代理人)が自己の名義で行った法律行為等についても、委託者(本人)と第三者との間で契約拘束が働くと考えられています。

また、同法第 403 条は、第三者が上記の「代理関係」を知らない場合について次のように規定しています。

- ① 第三者の原因で委託者に対して義務を履行しないときは、受託者は委託者に第三者を開示し、委託者はこれにより受託者の第三者に対する権利を行使することができる。
- ② 委託者の原因で第三者に対して義務を履行しないときは、受託者は第三者に委託者を開示し、第三者はこれにより受託者又は委託者を選択してこれを相手方としてその権利を主張することができる。

同法第 403 条についても各種の議論があるのですが、本ケースでは、A 社は、B 社の存在を明確に知っていますので、第 402 条の適用関係が問題となります。同条は、そのただし書で「当該契約が受託者と第三者のみを拘束することを証明する確実な証拠がある場合を除く。」として、委託者と第三者とを直接拘束することについての例外を定めています。本ケースで B 社が対外貿易経営権を有しないという事情が上記の例外の場合に該当するかどうかですが、対外貿易経営権を有しないことのみをもって第 402 条ただし書の適用を認める議論は見当たらず、本ケースのような場合でも、同条の適用を認め、委託者と第三者との間の契約拘束を認めると解釈しているようです。

(2) 取次契約に関する考察

取次契約とは、取次人が自己の名義をもって委託者のために取引活動に従事し、委託者が報酬を支払う契約をいいます(「契約法」第 414 条)。取次者が第三者との間で締結した契約については取次者が直接権利を有し、義務を負うので(「契約法」第 421 条)、日本におけるいわゆる特定の委託者のために行う「問屋」取引に類似する契約関係が生じます。取次契約にも規定がない場合には委託契約の関係規定が適用されるとされている(「契約法」第 423 条)ので、委託契約と取次契約の関係が問題となります。この点も各種の議論があるのですが、取引活動について、「契約法」第 402 条ただし書が適用される場合及び第 403 条第 1 項ただし書(即ち、第三者が受託者と契約を締結する時に委託者が契約を締結するのではないことを知っていたとき)には、当該契約関係を取次契約として関連規定を適用すると解釈してその整合性を図る理解が一般的と言えるようです。

即ち、本ケースにおいて、A 社と C 社とが両当事者のみを拘束することを証明する確実な証拠がある場合には、取次契約として、A 社と C 社間のみの契約関係となり、上記の「契約法」第 402 条及び第 403 条の適用がないと考えることができます。

3 本ケースにおける各種事項について考察

本ケースにおいては、本来は、実際の ODM 製品の購入者・受益者である B 社が対外貿易経営権を届け出等の手続を処理して取得し、その外国為替支払も B 社が直接行って取引の実態に即した契約関係を構成すべきです。しかし、B 社は対外貿易経営権を有しておらず、A 社、B 社及び C 社は、上記のような事項を知りつつ、C 社を貿易代理として、個別契約を A 社と C 社との間で締結しています。この場合、A 社と C 社とが両当事者

のみを拘束する、即ち、個別契約の効力は B 社には及ばないことを明確に合意するような場合でなければ、上記の事実関係においては「契約法」第 402 条が適用され、個別契約は、委託者である B 社と第三者である A 社とを拘束すると考えることができます。ここで更にいくつかの点において検討を要します。

- (1) 「契約法」第 402 条が適用され、個別契約が B 社を拘束するとしても、対外貿易経営権を有しない B 社は、ODM 製品の売買代金を外国為替決済することができないのではないのか？

対外貿易業務は、通常、対外貿易経営権に関する届け出処理を処理し、「対外貿易経営者届出登記表」を取得した後に、税関、検疫、外国為替及び税務等の部門において対外貿易業務に係る処理を処理し、外国為替口座の開設許可を取得した上で外国為替経常口座を通じて対外貿易決済を行うのが一般的です。B 社の状況の詳細にもよるのですが、上記の法規制や対外貿易経営権の各種の登記登録を通じた貨物輸入の記録と代金の外国為替決済の照合制度を前提とすると、B 社は、通常の貨物の輸入決済のように自己の名義で貨物輸入通関処理を処理した上で、上記の売買代金の外国為替決済することができないと考えるのが合理的です。また、対外貿易権を有しない事業者が外国企業に対して貨物代金を支払うことに関する外国為替決済(外国為替購入・支払)に関する具体的な規範も見当たらず、実務的には、中国国内で確定した裁判判決や仲裁判断がなされていることを上記の外国為替の購入・支払の条件とされる可能性があります。

- (2) 個別契約で定める知的財産権の帰属合意や、仲裁等の紛争解決合意を B 社にも主張することができるのか？

仲裁は、当事者の自由意思により裁判所での訴訟を排除して、紛争の解決を仲裁人の判断に委ねることを合意したことを要件として実施されます。この点については、中国の「仲裁法」その他の法律規範中において、「契約法」第 402 条、第 403 条の適用を前提として、委託者に対する仲裁合意の拘束性や、仲裁手続に委託者が第三者として参加すること等を定める規定は見当たりません。各種の議論はありますが、「契約法」第 402 条の適用との関係では、受託者は委託者の授權の範囲内で第三者と契約を締結したことを前提に委託者と第三者との間に直接的な拘束関係を認めており、仲裁合意も上記の授權の範囲内という意味で他の契約合意と同様であって委託者を直接拘束する合意を形成するという理解が有力に主張されています。

4 本ケースにおける対応の検討

本ケースでは、従前と同様、基本契約を締結している B 社が個別契約の当事者となるのが正常な契約関係となるので引き続き個別契約の当事者の変更を要請していく必要があると思います。

他方で、理論的には、「契約法」第 402 条の適用により A 社と B 社との間に直接的な拘束力が認められる法状況にあると言えるとしても、C 社は貿易代理として、少なくとも貨物の輸入通関処理を処理し、売買代金の外国為替支払を自らの名義で実施することが想定されているのではないかと思います。前記のように、そもそも B 社による外国為替購入・支払が自由に行うことが期待できない本ケースでは、C 社を売買代金の支払者としてまずは、C 社から確実に売買代金の支払を受ける措置、例えば、前払いや信用状開設による取引等を講じておくことが何よりも重要だと思います。

上記を前提として、理論的にはその整合性に疑問が残るのですが、万が一、B 社から売買代金の支払を受けることができない場合に備えて、B 社も契約当事者とした上で、少なくとも「契約法」第 402 条の適用関係を明確にしておくこと、即ち、C 社と B 社との間には代理関係があり、C 社は B 社の授權の範囲内で個別契約を締結する事実を確認しておくことも検討する必要があると思います。また、B 社が個別契約の当事者となることを拒絶した場合には、やはり、「契約法」第 402 条の適用関係を明確にしておくため、C 社が B 社から委託を受けて B 社を代理するものであり、B 社の授權の範囲内で C 社の名義をもって個別契約を締結する旨を明記し、上記の事実関係を確認しておく必要があると思います。更に、法の整合性という観点からは、個別契約では、例えば、A 社と B 社との間で直接拘束する関係が生じたとしても、上記の売買代金の外国為替支払については、C 社も B 社に連帯して履行の義務を負うこと等も合意しておくことも場合によっては明記する必要があるのではないかと思います。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆IMF 2012 年の中国 GDP 成長率は 8.2%

国際通貨基金 (IMF) が 17 日に発表した「世界経済見通し」の中で、中国の 2012 年と 2013 年の GDP 成長率について、今年 1 月の発表と同じ、それぞれ 8.2%、8.8%との予想を示した。今後について、外需減退等のマイナス要因があるものの、企業収益の好調と家計所得の上昇に支えられ、引き続き投資と個人消費の堅調な推移が期待できることから、2012 年、2013 年とも、中国政府の発表した 2012 年目標の 7.5%を上回る 8.0%以上の成長を維持できるとしている。

◆今年の都市部と農村部の所得格差 予測では 3 倍に

中国社会科学院は 18 日、今後の農村部の経済情勢について分析した「農村グリーンペーパー」を発表した。報告書は、今年、農村部の一人当たり純所得の上昇率が都市部を上回り、都市部と農村部との所得格差が昨年に比べ縮小し、3 倍になるとの予測を示した。都市部と農村部の所得格差について、一般的に先進国の場合は 1.5 倍、発展途上国では 2 倍前後と言われるが、中国では改革開放政策の開始当初は 2.57 倍であったのが、80 年代後半から拡大が加速し、2006 年から 2009 年にかけてピークの 3.33 倍に達し、その後徐々に縮小して 2011 年には 3.13 倍となっている。社会科学院は、近年、所得格差が縮小する傾向が見られるものの、未だ高い水準に留まっていると指摘した。

【産業】

◆3 月の 70 大中都市住宅販売価格 46 都市で前月比下落

国家統計局は 18 日、3 月の不動産販売価格指数を発表した。新築商品住宅の販売価格は、前月比で 70 都市中 46 都市が下落、16 都市で横ばい、上昇した都市は前月の 4 都市から 8 都市に増加した。前年同月比では、38 都市で価格が下落し、下落した都市数は前月に比べ 11 都市増加した。3 大都市、北京市、上海市、深圳市の下落率は 1.0%、1.1%、0.6%と、前月に比べ下落幅は 0.5 ポイント、0.5 ポイント、0.4 ポイントそれぞれ拡大した。また、前年同月比で上昇した都市は 29 都市で、韶関市 (広東省) 2.1%、ウルムチ市 (新疆ウイグル自治区) 1.9%、西寧市 (青海省) 1.8%と、引続き地方都市が上位 3 位を占めている。なお、中古住宅では、前月比価格が下落したのは 42 都市、上昇は 16 都市。前年同月比では、下落が 49 都市、上昇が 20 都市となった。

◆「省エネ・新エネルギー自動車産業の発展計画 (2012-2020 年)」決定

国務院常務会議は、18 日、「省エネ・新エネルギー自動車産業の発展計画 (2012-2020 年)」を決定し、エネルギー負荷・環境負荷の低減、自動車産業のレベルアップに向け、省エネ・新エネルギー自動車を育成、発展させる方針を明らかにした。同計画では、特に、電気のみを使用して走る電気自動車 (EV) と自宅で充電可能なプラグインハイブリッド車 (PHV) の産業化を重点的に推進し、数値目標として、①EV、PHV の生産・販売規模を 2015 年までに累計 50 万台、2020 年に 10 倍の 500 万台に引き上げる、②乗用車の平均燃費を 2015 年に 100 ㏩/㏩当たり 6.9 リットルに、2020 年に 5.0 リットルまで引き下げる、③コア部品の製造技術を国際的なレベルまで引き上げる、ことを挙げている。また、今後は、省エネ車の購入・利用に対し奨励策を、新エネ車の個人購入に対し補助金政策を実施すると共に、充電施設の設置を進め、普及を後押しするとしている。

【貿易・投資】

◆3 月の対内直接投資 5 ヶ月連続で前年割れ

商務部の 17 日の発表によると、3 月の対内直接投資額 (実行ベース) は前年同月比 ▲6.1% の 117.57 億米ドルと、昨年 11 月以降、5 ヶ月連続で前年同月比減少した。新規に設立された外資企業数も同 ▲6.5% の 2,374 社となった。対内直接投資の減少について、欧州債務危機や世界経済の低迷の影響、中国国内の不動産価格抑制策による同分野への投資減少、前年同期の基数が高かったこと等を要因として挙げている。なお、1-3 月の累計では、産業別の投資額を見ると、製造業が前年同期比 ▲4.7%、サービス業が同 ▲2.5%となっている。地域別では、東部向けが前年同期比 ▲3.7%、西部向けが同 ▲14.4%であったのに対し、中部向けが同 +20.7%と顕著な増加を示している。また、投資国・地域別では、日本からの投資が前年同期比 +13.2%、米国からの投資が同 +10.1%と回復の兆しを見せている一方、EU からの投資は同 ▲31.2%と大幅に減少した。

◆天津市、山西省、寧夏回族自治区の最低賃金 4 月 1 日から引き上げ

天津市、山西省、寧夏回族自治区の最低賃金がいずれも 4 月 1 日から引き上げられた。天津市の月額最低賃金は、1,160 元から 12.9%増の 1,310 元に引き上げられた。山西省では最も高い 1 類地区で 980 元から 1,125 元に、14.8%の引き上げ、寧夏回族自治区の 1 類地区では 900 元から 1,100 元に、22.2%の引上げとなった。

※ 各都市の最新の最低賃金については下記リンクよりご覧いただけます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/312042501.pdf>

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	前日比
2012.4.16	6.3165	6.3105~6.3250	6.3150	0.0120	7.8363	0.0463	0.81377	0.0021	8.2169	-0.0811	3.8100	2468.76	-2.17
2012.4.17	6.3017	6.2900~6.3054	6.3015	-0.0135	7.8195	-0.0168	0.81186	-0.0019	8.2750	0.0581	3.7600	2445.70	-23.06
2012.4.18	6.3080	6.3015~6.3088	6.3028	0.0013	7.7491	-0.0704	0.81217	0.0003	8.2631	-0.0119	4.0000	2493.78	48.08
2012.4.19	6.3060	6.3037~6.3092	6.3039	0.0011	7.7348	-0.0143	0.81241	0.0002	8.2924	0.0293	3.8500	2491.47	-2.31
2012.4.20	6.3088	6.3042~6.3192	6.3085	0.0046	7.7313	-0.0035	0.81295	0.0005	8.3078	0.0154	3.9500	2521.11	29.64

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトLOOK

先週の中国人民元は6.3165で寄りついた。16日は人民元の対米ドル変動幅が上下1.0%に拡大された初日であったが、基準値6.296に対して0.46%安と従来の変動幅内の値動きとなり、新たな変動幅を試す展開とはならなかった。翌17日には対米ドル基準値が元高方向へ設定されたことを受けて2月中旬以来となる高値6.290をつけたもののその後は6.30台を中心とした推移が続き、6.3085で越週した。18日、中国人民銀行の幹部が「今後は買いオペの実施や預金準備率の引き下げなどを通じ流動性を高める」と発言したことにより追加緩和観測が台頭している。かかる状況下、元相場の上昇が加速するとは考えがたいが、5月初旬の米中戦略・経済対話を前に人民元の緩やかな上昇基調は維持されよう。(4月23日作成)

(金融市場部 カスタマーGr グローバルカレンシーリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。